

障害福祉サービス利用の流れ

サービスの種類と目的をふまえ

平成30年6月19日（火）

香 取 市 役 所

社会福祉課障がい者支援班

主 事 黒 田 寛

3種類のサービス

- 自立支援給付

介護給付 訓練等給付 相談支援等

- 障害児通所支援

通所支援 相談支援等

- 地域生活支援

市町村サービス
福祉用具給付等

自立支援給付①

○介護給付...介護の支援を受けるサービス

・居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）

ヘルパーの派遣により、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護等を行います。

・重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有するものであり、常時介護を要し、居宅において入浴、排せつ、食事、家事等、生活全般にわたる支援を行います。

・行動援護

知的障害や精神障害により、行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

・同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動時の援護を行います。

・生活介護

障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会などを提供します。

・短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

・療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するかに支援を行います。

・施設入所支援

施設に入所している方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。

自立支援給付②

○訓練等給付...日常生活の訓練や就労支援を行うサービス

・自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労移行支援

就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。

・就労継続支援（A型...雇成型・B型...非雇成型）

通常の事業所で雇用されることが困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行います。

・就労定着支援

自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を利用して、一般就労された方に対して、企業と福祉サービス事業者、医療機関等と連絡調整をし日常生活の各般の問題に関する相談、指導、助言等の支援を行います。

・共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、夜間や休日に、相談や日常生活上の支援を行います。

・自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題につき、定期的な巡回または随時情報を受けて行う訪問相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言、相談、関係機関との連絡調整等を行い、自立した生活のための支援を行います。

障害児通所支援

- ・ **児童発達支援、医療型児童発達支援**

未就学障害児に対する日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

- ・ **居宅訪問型児童発達支援**

重度の障害がある未就学障害児に対して、居宅において日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

- ・ **保育所等訪問支援**

保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。

- ・ **放課後等デイサービス**

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

地域生活支援（福祉サービス）

- ・ **日中一時支援（支援型）**

障害者等の日中における活動の場を確保し家族の一時的な負担軽減や就労支援をはかり、日中一時的に施設で預かり、見守りその他支援を行います。

- ・ **日中一時支援（デイサービス型）**

障害者等の日中における活動の場を確保し家族の一時的な負担軽減や就労支援をはかり、日中施設に通って創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進支援を行います。

- ・ **移動支援**

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための介助等の支援を行います。

- ・ **訪問入浴**

居宅において入浴することが困難な身体障害者に対して、入浴の機会を提供し、保健衛生の向上、家族の介護負担軽減の支援を行います。

申請から支給決定まで（18歳未満）

①相談・申請

サービス利用を希望するにあたってご不明な点があれば各自治体の障害福祉窓口、または**計画相談支援事業所**にご相談ください。

申請する場合は各自治体の障害福祉窓口へ申請ください。

計画相談支援事業所とは、

福祉サービスの利用について利用者・家族・利用事業所と連絡調整を行い、福祉サービスの利用計画、利用状況の検証を行う、相談支援をする事業所です。

②申請手続き

申請書類を記入します。印鑑と障害者手帳（お持ちの場合）を持参ください。

最新の身体状況、生活状況について聞き取りを実施します。30分～1時間ほどお時間を要します。

申請からサービス支給までに、1か月程度要する場合があります。お早めに申請ください。

申請から支給決定まで（18歳未満）

③利用計画の作成

サービスを利用するにあたって「サービス利用計画」の提出をお願いしています。

- 1) 近隣の計画相談支援というサービス（無料）を利用し、専門の相談支援事業所が対象児童のサービス利用計画を作成する。
- 2) 保護者が簡易的な利用計画を作成する。（セルフプラン）

④支給決定

申請時に聞き取りした内容と利用計画をもとにサービス支給内容・支給量を決定します。決定内容は受給者証となり、各申請者へ届きます。支給内容・量・負担額等が記載されていますのでご確認ください。利用事業所にサービス受給者証を提示し、サービス利用契約を行います。

※香取市では支給決定を決める会議を月2回実施（第2週、第3週）。
原則会議で決定した翌月1日からの利用。



サービス利用開始

申請から支給決定まで（18歳以上）

☆基本的には18歳未満の場合と同じ

ただし、介護給付（居宅介護や生活介護など）利用希望の場合は、

障害支援区分の認定が必要になります。

※障害支援区分とは

対象者の支援の必要度合いに応じて6段階の区分が設けられており、調査と医師意見書をもとにコンピューターによる一次判定、専門の審査会による二次判定を経て決定されます。一部サービスには区分条件による制限が設けられています。

○障害支援区分認定調査

市職員又は市が委託した相談支援員（香取障害者支援センター等）が、障害者総合支援法に定められた、80項目の調査項目に基づき、身体機能や生活行動など調査を行います。調査場所は自宅や通所施設、窓口等になります。

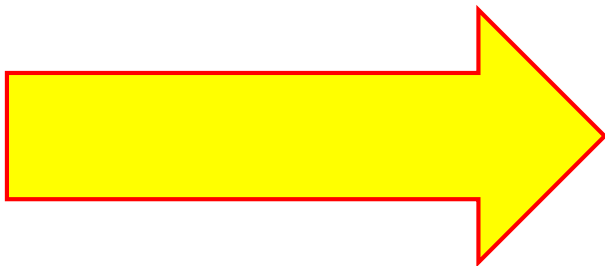
○医師意見書

対象者の身体状況等を把握するため、主治医の医師意見書が必要となります。

医師意見書は申請書に基づき、市役所から依頼します。定期的に受診がない場合は、医師意見書作成のために受診が必要となります。

申請から支給決定まで（18歳以上）

- ①相談・申請
- ②申請手続き
- ③障害支援区分認定調査・医師意見書依頼
- ④一次判定(コンピューター判定)
- ⑤二次判定(審査会)
- ⑥障害支援区分認定
- ⑦利用計画の作成
- ⑧支給決定



サービス利用開始

利用者負担額

18歳未満

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	世帯の範囲
生活保護	生活保護受給世帯	0円	保護者の属する 住民基本台帳 での世帯
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割2.8万未満）	4,600円	
一般 2	上記以外	37,200円	

18歳以上

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	世帯の範囲
生活保護	生活保護受給世帯	0円	障害のある方と その配偶者
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割1.6万未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円	
一般 2	上記以外	37,200円	

最後に

- ▶ 各種サービスには対象者要件があります。
- ▶ 利用事業所は都道府県で各種サービスごとに指定を受けている事業所になります。
- ▶ 各事業所の空き状況等により、希望通りの利用ができない場合があります。
- ▶ 申請から決定まで時間を要するため、翌日等のすぐの利用はできません。
1～2カ月前には各市町村窓口にご相談ください。
- ▶ 福祉サービス利用には別途事業所ごとに自己負担が発生する場合があります。
- ▶ お住まいの市町村によって事務手続き等に違いがある場合があります。
福祉サービス利用の際は各市町村、計画相談支援事業所に相談して下さい。
- ▶ 法律の改正等により制度の内容が変わることがあります。

ご清聴ありがとうございました